

65歳以上の人の 介護保険料が決まりました

第1号被保険者(65歳以上)の、平成21年度から平成23年度までの介護保険料が決まりました。介護保険法では、事業の円滑な運営のために介護保険事業計画を策定し、3年ごとに見直しを行うことになっています。その見直しの中で、今回の介護保険料額が決定されました。

いつから納めるの？

保険料は、65歳になった月(誕生日の前日が属する月)分から納めます。

保険料の決まり方は？

介護保険料は、平成21年度から23年度の3年間の介護サービスにかかる費用の総額を見込んで算出された「基準額」を基に、本人や世帯の前年の所得状況などに応じて算定されます。

また、今年度から、所得段階が今までの6段階制から9段階制へと変更になりました。具体的な保険料額は下表のとおりです。

急激な介護保険料上昇の抑制

介護に従事する人の処遇を改善するために、介護報酬がプラス3%改定されました。このプラス分が介護保険料に反映されることになりますが、介護

保険料が急激に上昇しないよう、国の特別対策による軽減措置が取られます。

介護報酬改定に伴う増加分は、平成21年度は上昇分の全額を、平成22年度は上昇分の半額を交付金(国費)として国が負担し、2年間は本来の基準額より保険料額が低く抑えられるようにしました。

平成21年度 / 38,448円
平成22年度 / 39,024円
平成23年度 / 39,600円 (本来の基準額)

介護保険料の納め方

年金から引き落とされる特別徴収と、納付書または口座振替で納付する普通徴収があります。

○特別徴収(年金からの引き落とし)

老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金が年額18万円以上の人は、年金の定期払いのときに保険料が引き落とされます。

○普通徴収(納付書または口座振替)

年金額が年額18万円未満の人は普通徴収となります。市から送付された納付書または口座振替により納付してください。口座振替を希望される人は、通帳と届出印を持参のうえ、市内の金

融機関へ申し込んでください。

年金額が18万円以上の人でも、次のような場合には一定の期間「普通徴収」となります。

- ・年度途中で65歳になった人。
- ・年度途中で他市町村から転入した人。
- ・修正申告などにより所得段階が変更になった人。
- ・年金の差し止めなどにより、年金の支給が一時停止された人。

介護保険料納付書・保険料額決定通知書の送付

保険料の納付書は、6月中旬に郵送します。手元に届きましたら、確認のうえ納付してください。特別徴収の人と口座振替の人には、保険料額決定通知書を郵送します。

保険料の納付先・納期限

市役所または各支所、金融機関、郵便局で納付できます。普通徴収の納期は6月から翌年1月までの年8回に分かれています。納期限は、各月の末日(12月は25日)、納期限が休日の場合は翌営業日です。

保険料の納め忘れに注意！

特別な理由がなく保険料を滞納(1年以上)していると、介護保険サービスを利用するときに、費用の全額立て替え払いや、保険給付の一時差し止め、利用者負担割合の引き上げ(1割から3割)などの措置が取られますので、忘れずに納付してください。災害など、特別な事情で納付が困難な場合には、窓口へ相談してください。

〈各所得段階における年度別介護保険料〉

所得段階	対 象 と な る 人	保険料率	保険料額 (円)					
			21年度		22年度		23年度	
			年額	月額	年額	月額	年額	月額
第1段階	・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金の受給者で、本人と世帯全員が住民税非課税の場合	基準額×0.5	19,224	1,602	19,512	1,626	19,800	1,650
第2段階	・本人と世帯全員が住民税非課税で、合計所得+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.5	19,224	1,602	19,512	1,626	19,800	1,650
第3段階	・本人と世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外の人	基準額×0.75	28,836	2,403	29,268	2,439	29,700	2,475
第4段階	・本人が住民税非課税で世帯内に住民税課税者がいる、 合計所得+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.9	34,603	2,884	35,122	2,927	35,640	2,970
第5段階 (基準)	・本人が住民税非課税で世帯内に住民税課税者がいる、第4段階以外の人	基準額	38,448	3,204	39,024	3,252	39,600	3,300
第6段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が125万円未満の人	基準額×1.15	44,215	3,685	44,878	3,740	45,540	3,795
第7段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	基準額×1.25	48,060	4,005	48,780	4,065	49,500	4,125
第8段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上500万円未満の人	基準額×1.5	57,672	4,806	58,536	4,878	59,400	4,950
第9段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が500万円以上の人	基準額×1.75	67,284	5,607	68,292	5,691	69,300	5,775

〈問い合わせ先〉

高齢者福祉課介護保険班

☎62-5308

各支所住民福祉室

海上 ☎55-3114

飯岡 ☎57-3115

干潟 ☎68-1075